

職員等の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 12 日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第 4 号

職員等の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員等の退職管理に関する規則（平成28年岩手県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>（3） [略]</p>	<p>（任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3） 特別職（法第3条第3項第1号に掲げる職に限る。）</u> <u>に属する県の職員となった場合</u></p> <p><u>（4） [略]</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。